

青森県報

号外第三十一号

平成二十七年
三月三十一日
(火曜日)

目次

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課) …… 一

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (同) …… 六

規 則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税 務 課) …… 七

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第三項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十九条第三項の項を次のように改める。

| | | |
|---------------------|------------|-------------------|
| 第四十九条第三項 から第五項まで | ()の資本金等の額 | ()に係る固有法人の資本金等の額 |
|---------------------|------------|-------------------|

第四十九条第一項の表の第一号水中「この表及び第三項」を「この条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法第五十二条第二項第一号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に規定する日(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令第八条の五第一項に規定する日(現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号水中「資本金等の額」とあるのは、「法第五十二条第二項第一号に規定する日(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令第八条の五第一項に規定する日。以下この表において同じ。))現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第五号までの規定中「資本金等の額」とあるのは、「法第五十二条第二項第一号に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。

4 法第五十二条第二項第二号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、政令第八条の五第二項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額」とあるのは、「政令第八条の五第二項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。

5 法第五十二条第二項第三号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額」とあるのは、「法第五十二条第二項第三号に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。

第六十条第一項中「除く」の下に「第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号口中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号八の表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、

同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第九十条第一項中「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に改める。

第九十二条中「又は第二項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改める。

附則第六条を次のように改める。

(個人の県民税の寄附金税額控除の特例)

第六条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三十九条の二第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第七条第五項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、法附則第七条の二第二項に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の第三十九条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第九条の二の二第二項中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する)」に、「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法附則第十二条の二の三第四項各号に規定する自動車で初めて新規登録等を受けるときの取得(前二項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第二百二十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定する率に百分の六十を乗じて得た率とする。

附則第九条の二の二に次の一項を加える。

5 法附則第十二条の二の三第五項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるときの取得(前三項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税

率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第二百二十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に規定する率に百分の八十を乗じて得た率とする。

附則第九条の二の五第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車(政令附則第十条の二の二第一項に規定するものを除く。)(又は同条第二項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

附則第九条の二の五第一項第三号中「附則第十条の二の二第二項」を「附則第十条の二の二第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第四号中「附則第十条の二の二第四項」を「附則第十条の二の二第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第五号中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令附則第十条の二の二第十一項に規定するものに基つき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第四百四十三条第一項(第三号に係る部分に限る。)(の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第十二条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「次条第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則第十三条第一項中「附則第三条の二の十七」を「附則第三条の二の十八」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「以下第九十三条まで」を「以下この条及び第九十三条」に、「附則第十三条第一項」と、「同条第一項第一号」を「同項」と、「同条第一項第一号」に、「中」第九十条第一項第一号又は「を」中「第九十条第一項第一号若しくは」に改め、同条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅

地建物取引業者（以下この項及び次項において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（第八十三条の二第一項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令附則第九条の三第一項に規定するものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で同条第二項に規定するもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

5 第九十一条から第九十三条までの規定（第九十一条第二項第二号並びに第九十三条第二項第二号及び第三号の規定を除く。）は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第九十一条第一項中「土地の取得に対して」とあるのは「附則第十三条第四項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条及び第九十三条において「改修工事対象住宅」という。）の取得に対して」と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「当該土地に」とあるのは「当該改修工事対象住宅に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「地番、地目、地積」とあるのは「家屋番号、構造、床面積」と、同条第三項中「前条」とあるのは「附則第十三条第四項」と、第九十二条中「第九十条第一項第一号若しくは第二項第一号」とあるのは「附則第十三条第

四項」と、第九十三条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第九十条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十三条第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「住宅の所在」とあるのは「改修工事対象住宅の所在」と、「住宅の完成年月日又は」とあるのは「改修工事対象住宅の」と読み替えるものとする。

附則第十三条の二中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十四条を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

第十四条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第二百五十五条の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 狩猟者の登録を受ける者は、前項の規定の適用を受ける者である場合においては、鳥獣保護法第五十六条に規定する申請書（次条第一項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する際に、前項の規定の適用があるべきことを証する書類を提示しなければならない。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第十四条の二 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減

税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護法第二条第五項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)(の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者(鳥獣保護法第九条第八項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)(に規定する従事者をいう。))として、鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた鳥獣保護法第九条第八項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)(に規定する者の従事者(鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者をいう。))として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

3 狩猟税の納税義務者は、第一項(前項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の税率の適用を受ける者である場合においては、第二百十九条第一項の狩猟税申告書を提出する際に、第一項の税率の適用があるべきことを証する書類を提示しなければならない。

附則第十八条中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の五・五」を「百分の一・六」と、「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の青森県県税条例(以下「改正後の条例」という。)(附則第六条の規定は平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

3 次項に定めるものを除き、改正後の条例第三十五条の二第三項及び第四十九条の規定は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)(以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税につ

いて適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。)(第五十三条第一項の規定によって申告納付する法人で法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)(に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第五十三条第二項の規定によって申告納付する法人及び同条第三項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての改正後の条例第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)第一条の規定による改正前の法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額が」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の青森県県税条例(以下「改正前の条例」という。)(第四十九条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

5 次項から附則第九項までに定めるものを除き、改正後の条例第六十条第一項及び第三項並びに附則第十八条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 改正後の条例第五十六条第一項一号イに掲げる法人(三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。)(で、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度の改正後の条例第五十八条第一号イに規定する付加価値額(当該事業年度が一年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数(当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。)(で除して計算した金額。以下「調整後付加価値額」という。)(が三十億円以下であるものについては、改正後の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正後の条例第六十条第一項一号に規定する合計額(次項において「基準法人事業税額」という。)(が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)

は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第七十二条の二十五の規定によって納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定によって納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定によって納付すべき事業税額（以下「事業税額」という。）から控除する。

一 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号イに規定する付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。以下「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第一項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号ロに規定する資本金等の額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。以下「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第一項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号ハに規定する所得を改正後の条例第六十条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十七年三月三十一日現在における当該区分に應ずる改正前の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正前の条例第六十条第一項第一号ハの表の下欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

7 改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、

当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

8 改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人（三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、改正後の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正後の条例第六十条第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

一 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十七年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第三項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十七年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第三項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号ハに規定する所得（当該所得の金額に千円未満の端数がある場合又は当該所得の金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十七年三月三十一日現在における改正前の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正前の条例第六十条第三項第一号ハに規定する税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

9 改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

(不動産取得税に関する経過措置)

10 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

11 改正後の条例附則第九条の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

12 改正後の条例附則第九条の二の五第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

13 改正後の条例附則第九条の二の五第四項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

(狩猟税に関する経過措置)

14 改正後の条例附則第十四条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

15 改正後の条例附則第十四条の二の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

(青森県条例の一部を改正する条例の一部改正)

16 青森県条例の一部を改正する条例(平成二十六年七月青森県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四十九条第三項の規定を削る。

附則第一項及び第五項中、「第四十九条第三項」を削る。

17 青森県条例の一部を改正する条例(平成二十七年三月青森県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二百六十六条第二項第一号及び附則第十四条第一項第一号の改正規定並びに附則

第一項中「及び附則第十四条第一項第一号」を削る。

(不動産取得税減免条例の一部改正)

18 不動産取得税減免条例(昭和三十年十二月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

青森県条例の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

青森県条例の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県条例の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十五条第二項第一号中「内に、」の下に「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)第八条の規定による改正前の」を加え、「第二十八条の九第十二項」を「第二十八条の九第十三項」に改める。

第十六条第一項第一号の表のイ中「百分の一・九」を「百分の一・五五」に、「百分の二・七五」を「百分の二・三」に、「百分の三・六」を「百分の三」に、「百分の二・八五」を「百分の二・三三五」に、「百分の四・一二五」を「百分の三・四五」に、「百分の五・四」を「百分の四・五」に、「百分の三・三三五」を「百分の二・七二五」に、「百分の四・八二五」を「百分の四・〇三五」に、「百分の六・三」を「百分の五・二五」に改め、同表のロ中「百分の三・六」を「百分の三」に、「百分の五・四」を「百分の四・五」に、「百分の六・三」を「百分の五・二五」に改める。

第十八条第二項第一号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十九条第一項第一号の表のイ中「百分の一・九」を「百分の一・五五」に、「百分の二・七五」を「百分の二・三」に、「百分の三・六」を「百分の三」に、「百分の二・八五」を「百分の二・三三五」に、「百分の四・一二五」を「百分の三・四五」に、「百分の五・四」を「百分の四・五」に、「百分の三・三三五」を「百分の二・七二五」に改める。

七二五」に、「百分の四・八二五」を「百分の四・〇二五」に、「百分の六・三」を「百分の五・二五」に改め、同表の口中「百分の三・六」を「百分の三」に、「百分の五・四」を「百分の四・五」に、「百分の六・三」を「百分の五・二五」に改める。

附則第四項中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の一・九」を「百分の一・五五」に、「百分の一・一」を「百分の〇・八」に、「百分の二・七五」を「八百万円以下の金額の百分の二・三」に、「百分の一・六」を「八百万円以下の金額の百分の一・一五」に、「百分の三・六」とあるのは「百分の二・一五」と、「百分の二・八五」を「超える金額の百分の三」とあるのは「超える金額の百分の一・五五」と、「百分の二・三三五」に、「百分の一・六五」を「百分の一・二」に、「百分の四・一二五」を「百分の三・四五」に、「百分の二・四」と、「百分の五・四」を「百分の一・七二五」と、「百分の四・五」に、「百分の三・二二五」を「百分の二・三二五」に、「百分の三・三二五」を「百分の二・七二五」に、「百分の一・九二五」を「百分の一・四」に、「百分の四・八二五」を「百分の四・〇二五」に、「百分の二・八」を「百分の二・〇二五」に、「百分の六・三」を「百分の五・二五」に、「百分の三・七六二五」を「百分の二・七二二五」に、「百分の三・六」とあるのは「百分の二・一五」と、「百分の五・四」を「百分の三」とあるのは「百分の一・五五」と、「百分の四・五」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県税の特別措置に関する条例第十六条第一項第一号、第十九条第一項第一号及び附則第四項の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

規

則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭